

# 青森県報

第四千二十九号

平成二十七年  
八月三日  
(月曜日)

## 目次

### 告示

生活保護法による医療機関の指定	（健康福祉課）	一
右 同	（同）	二
生活保護法による指定医療機関の所在地変更の届出	（同）	二
生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	（同）	二
生活保護法による施術者の指定	（同）	二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	（同）	三
右 同	（同）	三
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の所在地変更の届出	（同）	三
障害福祉サービス事業者の指定	（障害福祉課）	四
右 同	（同）	四
建設業者の許可の取消し	（三八地域民局）	四
右 同	（同）	四
右 同	（西北地域民局）	五
右 同	（同上地域民局）	五

## 告

## 示

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……（警察本部）…五

教育委員会

公印の調製及び廃止……（職員福利課）…六

公安委員会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……（会計課）…六

青森県告示第五百七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年八月三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人仁樹会鹿内眼科医院	八戸市大字根城字馬場頭二の二	平成二七・七一
アクロスプラザ歯科	黒石市富士見一〇三の三	二七・四・一
外ヶ浜歯科診療所	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田中師宮本八七の二一	二七・五・七
まごころ薬局	八戸市類家一の三の四	二七・六・三
みちのく調剤薬局	五所川原市大字姥泡字船橋一四五の二	二七・七・一
七戸調剤薬局株式会社	上北郡七戸町字寺裏三三	二七・四・三
ちよつみん薬局田子店	三戸郡田子町大字田子字前田二の一九	二七・七・一

青森県告示第五百七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年八月三日

青森県知事 三 村 申 吾

事業名称	主たる事務所在地	事業名称	所在地	指 定 年 月 日
医療法人幸仁会	十和田市大字三本木字里ノ沢一の二四九	訪問看護ステーションみちのく	十和田市大字三本木字里ノ沢一の二四九	平成二七・六・二六
株式会社あうら	青森市幸畑松元五八の三	訪問看護ステーションあゆみ	むつ市金曲二丁目五の五	二六・八・一
社会福祉法人三笠苑	平川市館田西和田一九五	三笠訪問看護ステーション	平川市館田西和田二〇一の二	二四・二・一

青森県告示第五百七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年八月三日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称	所在地	変更年月日
変更前	南六クリニック	八戸市南郷区大字島守字阿庄内一五の六	平成二七・四・一
変更後		八戸市南郷大字島守字阿庄内一五の六	

青森県告示第五百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年八月三日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	廃止年月日
津軽保健生活協同組合 健生平賀診療所	平川市柏木町柳田二四八の二	平成二七・四・二〇
七戸調剤薬局株式会社	上北郡七戸町字寺裏三一	二七・四・二

青森県告示第五百七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施設を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年八月三日

青森県知事 三 村 申 吾

変更前	変更後	変更前	変更後
スマイル薬局南郷店	かわせみ薬局	八戸市南郷区大字島守字梨子ノ久保二五の一〇	八戸市大字田向字冷水二二の二
八戸市南郷区大字島守字梨子ノ久保二五の一〇	八戸市南郷大字島守字梨子ノ久保二五の一〇	八戸市大字田向字冷水二二の三	八戸市大字田向字冷水二二の二
〃			二七・四・一〇

氏名	赤坂利和	住 所	B 八戸市田向字間ノ田四八の六 ブルーヒュッテ	指 定 年 月 日	平成二七・六・三
----	------	-----	-------------------------	-----------	----------

青森県告示第五百七十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年八月三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人仁樹会鹿内眼科医院	八戸市大字根城字馬場頭二の一	平成二七・七・一
アクロスプラザ歯科	黒石市富士見一〇三の三	二七・四・一
まごころ薬局	八戸市類家一の三の四	二七・六・三
みちのく調剤薬局	五所川原市大字姥范字船橋二四五の二	二七・七・一
ちようみん薬局田子店	三戸郡田子町大字田子字前田二の一九	"

青森県告示第五百七十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号

の規定により告示する。

平成二十七年八月三日

青森県知事 三 村 申 吾

事 業 者	事 業 所	指 定 年 月 日
株式会社あうら 社会福祉法人三笠苑	主たる事務所の所在地 青森市幸畑松元五八の三 平川市館田西和田一九五	訪問看護ステーションあゆみ 三笠訪問看護ステーション 平川市金曲二丁目五の五 平川市館田西和田二〇一の二 平成二六・八・一 二七・二・一

青森県告示第五百七十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年八月三日

青森県知事 三 村 申 吾

区 分	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
変更前	スマイル薬局南郷店	八戸市南郷区大字島守字梨子ノ久保二五の一〇	平成二七・四・一
変更後		八戸市南郷大字島守字梨子ノ久保二五の一〇	

変更前	八戸市大字田向字冷水二二の三
変更後	八戸市大字田向字冷水二二の二
	三七・四・一〇

青森県告示第五百八十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十七年八月三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う場所	指定年月日
株式会社幸甚	株式会社杉の子	弘前市大字千三丁目三の二一六	同行援護	弘前市大字城南四丁目一〇三号室	平成二七・八一
株式会社杉の子	株式会社杉の子	弘前市大字城南四丁目七の三	就労継続支援A型	弘前市大字城南四丁目七の三	"
株式会社杉の子	株式会社杉の子	弘前市大字城南四丁目七の三	就労継続支援B型	弘前市大字城南四丁目七の三	"
株式会社エフリング	株式会社エフリング	北海道札幌市白石区本通八丁目南一	就労継続支援A型	弘前市駅前町六の一 謙ビルB号室	"
合同会社居宅介護支援サービス	合同会社居宅介護支援サービス	五所川原市大字梅田字平野	居宅介護	五所川原市大字梅田字平野	"

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年八月三日

青森県知事 三 村 申 吾

合同会社居宅介護支援サービス	五所川原市大字梅田字平野	重度訪問介護	合同会社居宅介護支援サービス	五所川原市大字梅田字平野	"
----------------	--------------	--------	----------------	--------------	---

- 一 商号又は名称 有限会社北栄技興
- 二 代表者の氏名 大川 勉
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字田面木字赤坂一六の一〇
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第三〇〇〇五五号
- 五 取消年月日 平成二十七年六月三十日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
土木工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十七年三月十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年八月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 沼建設

二 氏名 沼 清純

三 主たる営業所の所在地 三戸郡階上町大字道仏字榊山一の一七八

四 許可番号 青森県知事許可(般 二六)第一六八八二号

五 取消年月日 平成二十七年六月三十日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、建築、大工、とび・土工、ほ装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十七年五月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年八月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社中泊建設

二 代表者の氏名 小野 隆

三 主たる営業所の所在地 北津軽郡中泊町大字今泉字布引一〇五の一

四 許可番号 青森県知事許可(般 二二)第四〇〇二九七号

五 取消年月日 平成二十七年六月二十九日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、大工、とび・土工、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十七年六月十日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年八月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 トーオー株式会社

二 代表者の氏名 岩崎 泰彦

三 主たる営業所の所在地 十和田市稲生町六の一五

四 許可番号 青森県知事許可(般 二二)第七九二六号

五 取消年月日 平成二十七年六月二十五日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十六年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年八月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

ヘリコプターテレビ用機上設備 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県警察本部警務部会計課

青森市新町二丁目三の一

- 三 契約の方法  
一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日  
平成二十七年六月一日
- 五 契約の相手方の名称及び住所  
株式会社東通インターナショナル  
東京都文京区小石川一丁目二の二四
- 六 契約金額  
一億四千五百八十万円
- 七 契約の相手方を決定した手続  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。
- 八 入札の公告を行った日  
平成二十七年四月十七日


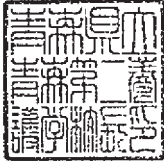
### 教 育 委 員 会

青森県教育委員会告示第五号

平成二十七年八月二日次の表の上欄に掲げる公印を廃止し、同月三日同表の下欄に掲げる公印を調製したので、青森県教育委員会文書取扱規程（平成二十五年九月青森県教育委員会訓令甲第十号）第十一条の規定により告示する。

平成二十七年八月三日

青森県教育委員会

公印の名称及び印影	青森県立青森第一養護学校長印 
公印の名称及び印影	青森県立青森第一養護学校長印 

### 公 安 委 員 会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年八月三日

青森県警察本部長 山 本 和 毅

- 一 物品等の名称及び数量  
青森県警察通信指令システム 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県警察本部警務部会計課  
青森市新町二丁目三の一
- 三 契約の方法  
一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日  
平成二十七年七月一日
- 五 契約の相手方の名称及び住所  
富士通リース株式会社東北支店  
宮城県仙台市青葉区一番町二丁目三の二二
- 六 契約金額  
二千一百千二百円
- 七 契約の相手方を決定した手続  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。
- 八 入札の公告を行った日  
平成二十七年五月二十二日

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町一丁目番七七号 東奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭	